

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【公表番号】特表2014-518557(P2014-518557A)

【公表日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2014-041

【出願番号】特願2014-506615(P2014-506615)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/02	(2006.01)
C 1 2 N	7/04	(2006.01)
C 1 2 N	1/20	(2006.01)
A 6 1 K	39/12	(2006.01)
A 6 1 K	39/145	(2006.01)
A 6 1 K	39/25	(2006.01)
A 6 1 K	39/155	(2006.01)
A 6 1 K	39/245	(2006.01)
A 6 1 K	39/21	(2006.01)
A 6 1 K	39/205	(2006.01)
A 6 1 K	39/165	(2006.01)
A 6 1 K	39/20	(2006.01)
A 6 1 K	39/29	(2006.01)
A 6 1 K	39/15	(2006.01)
A 6 1 K	39/09	(2006.01)
A 6 1 K	39/07	(2006.01)
A 6 1 K	39/04	(2006.01)
A 6 1 K	39/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
C 1 2 N	15/00	(2006.01)
C 1 2 N	11/04	(2006.01)
C 0 7 K	14/12	(2006.01)
C 0 7 K	14/19	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/02	Z N A
C 1 2 N	7/04	
C 1 2 N	1/20	C
A 6 1 K	39/12	
A 6 1 K	39/145	
A 6 1 K	39/25	
A 6 1 K	39/155	
A 6 1 K	39/245	
A 6 1 K	39/21	
A 6 1 K	39/205	
A 6 1 K	39/165	

A 6 1 K	39/20
A 6 1 K	39/29
A 6 1 K	39/15
A 6 1 K	39/09
A 6 1 K	39/07
A 6 1 K	39/04
A 6 1 K	39/10
A 6 1 K	47/42
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	9/70
A 6 1 K	47/26
A 6 1 K	47/10
C 1 2 N	15/00
C 1 2 N	11/04
C 0 7 K	14/12
C 0 7 K	14/19

【誤訳訂正書】**【提出日】**平成28年8月10日(2016.8.10)**【誤訳訂正1】****【訂正対象書類名】**明細書**【訂正対象項目名】**0 0 7 8**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【0 0 7 8】**

本明細書において用いられる「生弱毒病原体」という用語は、不活化されていない病原体、すなわち許容細胞において複製することができ、特異的免疫応答を誘導することができるが、対象において対応する野生型病原体によって引き起こされる疾患を誘導しない病原体を意味する。生弱毒病原体は、そのような免疫応答を生じるために、たとえばそのビルレント特性を無能力にする条件で野生型病原体を培養することによって、または近縁であるがよりビルレントでない生物を用いることによって、当業者が產生することができる。例示的な生弱毒病原体には、ウイルス疾患である黄熱病、麻疹、風疹、およびムンプス、ならびに細菌疾患である腸チフスが挙げられるがこれらに限定されるわけではない。いくつかの態様において、生結核菌 (*Mycobacterium tuberculosis*) ワクチンは、感染性の株から作製されていないが、ワクチンに対する免疫応答を誘発するために用いられる「BCG」と呼ばれるビルレント改変株を含む。ペスト菌 (*Yersinia pestis*) 株EVを含む生弱毒ワクチンは、ペストの免疫のために用いられる。

【誤訳訂正2】**【訂正対象書類名】**明細書**【訂正対象項目名】**0 1 2 0**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【0 1 2 0】**

いくつかの態様において、本明細書において記述される保存安定組成物を調製する方法はさらに、本明細書において定義される微粉化粒子を得るために機械的手段によって乾燥固体状態シルクフィブロインを細かくする段階を含みうる。微粉化粒子を得るための例示的な機械的手段には、微粉化、粉碎、破碎、すりつぶし、フリーズドライ、またはその任意の組み合わせが挙げられる。